

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザとは、感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策に係る対策について、平成 17 年(2005 年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年(2008 年)の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年(2009 年)2 月に行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16(人口 10 万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成 23 年(2011 年)9 月に行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成

24年(2012年)5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

本市では特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市長を本部長とし、副市長・部局長等からなる市の対策本部を直ちに設置し、全庁挙げて対策を推進するため、平成25年3月に東大阪市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、体制整備を行った。

3 本市における行動計画策定の経緯と今後

本市においては、特措法制定前から、国の行動計画・ガイドライン等を踏まえると共に、新型インフルエンザ(A/H1N12009)のような病原性の低いウイルスに対しても臨機応変な対策を効果的に実施できるよう配慮した「東大阪市インフルエンザ対策行動計画」を平成22年4月に策定している。

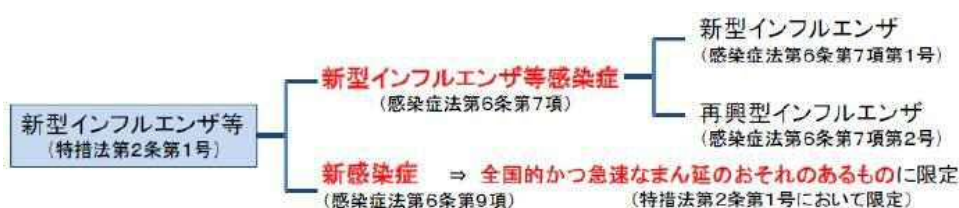
今般、特措法や平成25年6月7日に策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)における考え方や基準を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、特措法第8条の規定により、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「府行動計画」という。)に基づく「東大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定した。

なお、この市行動計画は策定後も新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。また今後、政府ガイドラインや府が作成するマニュアル、専門的知見をもとにマニュアル等を整備するとともに、最新の知見や訓練の結果をマニュアル等の見直しに反映させることにより、本市における新型インフルエンザ等の対策を充実させることとする。

4 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したものは、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本市行動計画の参考として「【参考資料4】国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」(P. 83参照)で示す。